浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金要綱
（令和５年７月から令和５年 12 月電力使用分）

（趣旨）
第１条　浜松市は、エネルギー価格高騰の影響を強く受けている市内の中小事業者等の事業の継続を支援することにより、市内の生産活動を維持するため、当該事業者に対して、予算の範囲内において臨時に交付金を交付するものとし、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）
第２条　この要綱において、中小事業者とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４条）第２条第１項に規定する者をいう。
２　前項に定めるもののうち、次に該当するものは中小事業者には該当しないものとする。
(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小事業者
(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小事業者
(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小事業者
(4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）から（3）に該当する中小事業者が所有している中小事業者
(5)（1）から（5）に該当する中小事業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小事業者

（交付対象者）
第３条　交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者で、市長が必要があると認めるものとする。
(1) 次に掲げるア又はイのいずれかに該当すること。ただし、市町村からの出資を受ける者及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項に規定する指定管理者を除く。
ア　浜松市内に所在する事業所において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧又は高圧で受電する中小事業者又は個人事業主。
イ　小売電気事業者等と特別高圧又は高圧の電力需給契約を締結している事業者が管理する浜松市内の工業団地又は商業施設等（以下、「施設等」という。）において　、当該契約に基づき受電する電力を、相応の電気料金に相当する額の分担により使用する中小事業者等（以下、「テナント事業者」という。）。
(2) 営利を目的とした事業を営んでいること。
(3) 申請日時点において事業活動の実態があり、引き続き事業活動を継続する意思

があること。

(4) 市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。

(5) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあっては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助の対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

(2) 政治団体

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

(5) 暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(6) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(7) 前３号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(8)社会福祉法人、医療法人、特定非営利法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業でない者

(9) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体又は支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者。

（交付金の額）

第４条　交付金の額は、令和５年７月分から令和５年１２月分までの連続する６月間の電力使用量（kwh）の合計に１円を乗じた金額とする。ただし、交付額に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付回数）

第５条　一の交付対象者からの申請に対する交付金の交付は、１回限りとする。

（交付の申請）

第６条　交付金の交付の申請をしようとする者は、中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金申請書兼請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定

める期限までに郵送にて市長に申請しなければならない。
(1) 誓約書（様式第２号）
(2) 特別高圧・高圧電力利用施設一覧（様式第３号）
(3) 営業実態を確認できる書類（履歴事項全部証明書等）
(4) 令和５年７月利用分から同年１２月利用分までの電力の契約、料金及び使用量が確認できる書類
(5) 交付金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
(6) 特別徴収義務者指定通知書の写し
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

２　前項の規定にかかわらず、交付金の交付の申請をしようとする者は、中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金申請書に係る情報に、前項各号に掲げる書類に係る情報を添えて、市長が別に定める期限までにＷＥＢにて市長に申請することにより、前項の規定による申請に代えることができる。

（交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきであると認めたときは、申請者に対する交付金の交付を決定し、交付金交付決定兼確定通知書（第４号様式）により通知するものとする。

２　交付金の不交付を決定したときは、申請者に対し、不交付決定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

３　第１項の規定により決定した交付金の交付は、交付金交付申請書兼請求書に記載された口座に振り込むことにより行うものとする。

（立入検査等）

第８条　市長は、交付金の適正な交付のため、必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は職員に当該事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（交付金の交付決定の取消し）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第７条第１項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(1) 第３条第１項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
(2) 第３条第２項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
(3) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
(4) 交付金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他

法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、交付対象事業者に対し、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

３　市長は、第１項の規定よる交付決定の取消し及び前項の規定による交付金の返還命令を決定したときは、交付対象事業者に対し、交付金交付決定取消通知書兼返還命令書（第６号様式）により通知するものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第１０条　交付対象事業者は、前条第３項の規定による交付金の返還の命令を受けたときは、規則第１８条の２第１項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

２　交付対象事業者は、交付金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２第４項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（雑則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年１２月２０日から施行する。

第１号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

令和６年　　　　月　　　　日

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金申請書兼請求書

浜松市長　中野　祐介　　様

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　申請者情報

申請者種別	☐ 法人	☐ 個人事業主	☐ その他団体等
会社名または屋号			
会社名または屋号（カナ）			
所在地　※１	〒　　　　—		
代表者役職・氏名※１（自署又は記名押印）			
申請者名 ※２	（姓）	（名）	
申請者名（カナ）	（姓）	（名）	
電話番号	—	—	
資本金	万円	常時雇用する従業員数	人
設立年月日（法人） 又は 生年月日（個人事業主）	西暦　　　年　　　月　　　日		
１３桁の法人番号（法人のみ）			
業種	（チェック項目） ☐ 製造業　☐ 建設業　☐ 運輸業　☐ その他業種 （資本金3億円以下　常時使用する従業員の数300人以下） ☐ 卸売業 （資本金1億円以下　常時使用する従業員の数100人以下） ☐ サービス業 （資本金5,000万円以下　常時使用する従業員の数100人以下） ☐ 小売業 （資本金5,000万円以下　常時使用する従業員の数50人以下）		
大企業の影響	大企業の名称		
	株式等に対する大企業の割合 ※３		
	役員総数に占める大企業の割合 ※４		

※１ 個人事業主の場合は住所及び氏名をご記載ください。

※２　申請者名は、法人の場合は代表者名、個人事業主の場合は個人名を記載。
※３　発行済株式の総数又は出資価格の総額に対する、大企業が所有する割合、複数の大企業が発行済株式を所有又は出資している場合は、適宜、行を追加すること。
※４　役員総数に占める、大企業の役員又は職員を兼ねている者の割合。

２　担当者情報

担当者		
電話番号	電話　　　　ー　　　　ー	FAX　　　　ー　　　　ー
メールアドレス		

３　電力会社と特別高圧又は高圧の電力契約をしている市内施設

※数字を記入ください。

交付対象施設数	施設

※様式第３号（特別高圧・高圧電力利用施設一覧）のとおり

４　交付金の対象となる使用電力量

（※様式第３号に記載した施設の特別高圧又は高圧の電力契約に係る使用電力量のみが対象）

交付対象月	交付対象となる使用電力量
令和５年７月分	kWh
令和５年８月分	kWh
令和５年９月分	kWh
令和５年１０月分	kWh
令和５年１１月分	kWh
令和５年１２月分	kWh
合　計	kWh

(A)

５　交付申請額

合計のkWh(A)　×　１円　＝　　　　　　　　円

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金に係る支払いは、次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関										
□ 銀行　□ 信金 □ 農協　□ 労金 □ 信組	□ 本店 □ 支店 □ 営業部 □ 出張所	金融機関コード・支店コード								
預金種別	口座番号							口座名義人（カナ）		

（振込先の口座は当該法人の口座に限ります。個人事業主の場合は本人の口座に限ります。）

第2号様式（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金の申請に関する誓約書

私は、浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金（以下「交付金」という）の申請にあたり、下記の内容について誓約します。この誓約に反していることが判明した場合は、交付金を返還するとともに、浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金要綱第１１条に規定された加算金を支払います。また、それにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

記

１．交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
２．交付金の申請にあたり、提出する書類の写しは全て、原本と相違ありません。
３．関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。また、指定の期日までに書類提出に応じない場合には、不交付として取り扱われることに同意します。
４．交付金の交付を受けた後も事業を継続する意思があります。
５．交付金の対象となる使用電力量には、対象施設の特別高圧又は高圧の電力契約以外の使用電力量は含まれていません。
６．浜松市補助金交付規則及び浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金要綱の規定に従います。
７．市において交付金交付申請者の市税納付、納入状況等について確認することに同意します。
８．申請者は暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう以下同じ。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当せず、かつ将来にわたっても該当させません。
９．　国及び警察等の行政機関から、交付金の給付に関して調査依頼があったときは、当該行政機関の求めに応じて、必要な情報を提供することに同意します。

以上

代表者役職・氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※氏名は自署または記名・押印をお願いします。
（第6条第2項によりWEBで申請する場合を除く。）

第３号様式

特別高圧・高圧電力利用施設一覧

申請者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	施設の名称等	施設の住所	契約している電力会社の名称	契約種別
1		浜松市		□特別高圧 □高圧
2		浜松市		□特別高圧 □高圧
3		浜松市		□特別高圧 □高圧
4		浜松市		□特別高圧 □高圧
5		浜松市		□特別高圧 □高圧

※ 特別高圧又は高圧の電力契約をしている施設（工場，事務所その他の施設）を記入してください。低圧の電力契約をしている施設は記載不要です。

※ 行が不足する場合は，適宜，行を追加してください。

◆ 使用電力量　集計表

上記１～５の施設ごとに記入してください。（小数点以下切り捨て）

	令和５年 ７月分	令和５年 ８月分	令和５年 ９月分	令和５年 １０月分	令和５年 １１月分	令和５年 １２月分	小計
1	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ
2	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ
3	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ
4	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ
5	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ
合計	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ	ｋＷｈ

（Ａ）

※ 合計欄の数値を，様式第１号の「２」に転記してください。

※ 行が不足する場合は，適宜，行を追加してください。

第４号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号

浜松市指令産振第　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長　中　野　祐　介

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金決定兼確定通知書

令和　年　月　日付で申請を受理した浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金について、下記のとおり条件を付して交付します。

記

交付額　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

条　件

１ 浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号）に基づく市長の指示に従うこと。
２ 規則第 17 条第 1 項の規定により交付金の交付の決定の取消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
３ 交付金の返還の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付し　ない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

交付金額は、交付金交付申請書兼請求書（第 1 号様式。電磁的記録を含む。）に記載された口座にお振込みします。

第５号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号

浜松市指令産振第　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長　　中　野　祐　介

不交付決定通知書

令和　年　月　日付で受理した、浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金について、次の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

交付金を交付しない理由

第６号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号

浜松市指令産振第　　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長　　中野　祐介

交付金交付決定取消通知書兼返還命令書

年　　月　　日付で申請のあった浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金について、浜松市補助金交付規則第１８条の規定により次のとおり返還を命じ、通知します。

記

１　返還を命ずる額

２　交付金額　　　　　　　　金　　　　　　　　円

３　交付年月日　　　　　　　年　　月　　日

４　返還を命ずる理由

５　返還期限　　　　　　　　年　　月　　日

浜松市中小事業者等電力量料金高騰対策支援交付金要綱第１０条により、浜松市補助金交付規則第１８条の２第１項の規定に基づき、加算金を納付いただきます。加算金の請求は補助金額返還後別途請求いたします。なお、加算金を納期限までに納付いただけない場合は、同規則第１８条の２第４項の規定に基づき遅延損害金を納付いただきます。